

# 日本キリスト改革派教会 教会憲法入門講座

## 第4講：『政治規準』について

### 1. 『政治規準』全体の構成（『政治規準』第1章）

教会には「教会の純潔と平和を維持するための秩序」としての「政治」が必要であること、その根拠は、教会の頭（かしら）である主イエス・キリストの権能に基づくこと、そしてこの「キリストの権能」は教会全体に与えられ、「人間の代理人」によって行使されるものであることを見てきました。日本キリスト改革派教会では、この教会政治を「長老主義政治」によって、つまり「長老」（宣教長老としての教師と治会長老）による会議によって執行する政治形態を採用しています。そしてこの教会の秩序を維持するために、教会役員によって混乱なく教会を治めていくための「教会規則」が必要不可欠だと考えます。そのために、「日本キリスト改革派教会憲法」を定め、それに従って教会運営がなされるようになっていきます。この教会憲法は、第1部『信仰規準』と第2部『教会規程』から成り、この『教会規程』は、『政治規準・訓練規定・礼拝指針』から成っています。

『政治規準』全体の構成は、第1条で「この長老主義政治の規準は、教会・教会員・教会役員・教会会議・教会職制の五項目から成る」と規定されています。そして第1章「教会政治」で、この五項目について簡単に定義がなされていきます。つまり、「教会」とは、「主イエス・キリストが、御自身の民を集め、これを全うするために、この地上に建てられた公同の教会」であり、「教会員」とは、「主イエス・キリストへの信仰を告白し、キリストの律法への服従を約束するすべての者と、その契約の子」であり、「教会役員」とは、「一切の教会権能をつかさどる・・・教師・治会長老・執事」であり、「教会会議」とは、「議員である教師と治会長老」によって行使される、「教会の法治権」を有する「大会・中会・小会」であり、「教会職制」とは、教会会議に任職する教会役員のことであることが規定されます（2～6条）。そして全体はこれらの五項目で構成されます。つまり、「教会」について第2～5章、「教会員」について第6章、「教会役員」について第7～10章、「教会会議」について第11～17章、「教会職制」について第18～23章、最後に会員総会（第24章）と憲法改正（第25章）を付則として構成されています。

	(教会政治	1章)		
	教会	2～5章		
	教会員	6章		
教会規程	第1部	政治規準	教会役員	7～10章
			教会会議	11～17章
			教会職制	18～23章
			(会員総会・付則	24～25章)